

学校いじめ防止基本方針(含:いじめ対応マニュアル)

伊達市立小国小学校

未然防止・早期発見

措置・対応

指導の継続

<基本理念>

いじめ防止対策推進法に基づき、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することなく、全ての児童にいじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解させ、全ての児童が安心して「笑顔で楽しく」学校生活を送ることができるようにする。

<基本姿勢>

「いじめは人として絶対に許されない」

未然防止・早期発見のために

- ★ いじめは、どの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全児童を対象に、いじめに向かわない態度・能力の育成(いじめ防止年間指導計画)に、全教職員で取り組む。
- 1. 少人数のよさを生かした「わかる、できる」が実感できる授業を提供する。
- 2. 自己肯定感や自己有用感を育み、望ましい人間関係を構築する。
 - ① 道徳教育の充実
 - ② 異学年交流や地域と連携した体験活動の充実
 - ③ 発達段階に応じた情報モラル教育
- 3. 読書活動を推進し、豊かな心と想像力を養う。
- 4. 児童の小さな変化に気付き、確実に情報を共有し、速やかに対応する。
 - ① Q-Uテスト・いじめアンケート等の実施
 - ② 日常観察 ③ 教育相談
 - ④ 生徒指導協議会・いじめ防止対策委員会の開催
 - ⑤ 生徒指導上の諸問題に関する研修(①～③;主に学級担任 ④⑤;生徒指導主事)
- 5. こどもの視点に立った相談体制を充実させる。
 - ① 「心の健康観察」の実施(1人1台端末の活用)
 - ② SCやSSWとの連携
 - ③ SNS等を活用した教育相談体制の整備
- 6. ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策を強化する。小学校低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓蒙を実施する。

いじめへの適切な即時対応

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では

- ★ 特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に取り組み、被害児童を守り通すという姿勢を示すとともに、加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、保護者や関係機関と連携し、適切に対応する。

【対応の流れ】

1. いじめ情報のキャッチ
2. 報告
 - ◆ささいなことでもすぐに報告
 - ◆憶測を入れない
3. 事実関係の正確な把握・情報収集

学校いじめ対策委員会

□問題状況の把握と指導・支援方針の共有

- ◆いじめられた子、いじめた子からの事情聴取
- ◆他児童、教職員からの情報収集
- ◆問題状況の把握理解

□指導・支援体制の構築

- ◆情報のつきあわせ・状況の検討

※報道対応が必要となった場合は、窓口を一本化し、一貫した対応を進める。

担任・関係職員 ⇄ 校長・教頭(管理職) ⇄ 市教委

重大事態の判断

報告・指示・聴取

指示

随時報告

生徒指導主事 担任 関係職員

- 「誰が、誰に対し、いつまでに、なにをするか」の決定
- すぐに行うこと(短期目標)と中・長期目標の作成
- 保護者、関係機関との連携

- 4. 指導・支援体制の構築と具体的な取組

- ◆生徒指導主事、担任、関係職員による支援・指導・資料の作成

【重大事態への対処】

- 1 『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』を参考にし、被害者側にたった対応を行う。
- 2 重大事態は以下による。
 - ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③児童等の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- 3 重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告する。

心のケアと指導

卒業するまで継続して十分な注意を払うなど、いじめが完全に解消するまで徹底した指導を行う。また、進学先との情報交換を確実にを行う。

いじめられた子の保護者

いじめた子の保護者

○出来るだけ早急にそれぞれの家庭に連絡をする。

- ・学校が現時点で把握している情報
- ・学校としての方針や対応策
- ・面接予定日時

いじめられた子

いじめた子

- 安心感を与え、心の傷を癒やすと共に、再度いじめられた時にどうするか考えさせる。
- 適切な人間関係をもつことができるよう、指導・支援する。

家庭との連携 ～いじめ防止のための家庭の役割～

- ◆ 家族の役に立った、家族に喜んでもらった等の気持ち(自己有用感)を育む体験をさせましょう。
- ◆ 命を守ることや生きることのすばらしさ、命はかけがえないものであることなど命の大切さを教えましょう。
- ◆ ルールを守ることや他人への思いやり、弱いものを助ける勇気、「ならぬものはならぬ」という強い気持ちなどが身につくようにしましょう。
- ◆ 子どもの変化に敏感になりましょう。

地域との連携

- ◆ いじめに対する学校の取り組みについて公表し、保護者や地域の理解を求める。(学校だより、HP、地域団体の会議等)
- ◆ いじめを許さない地域づくりへの啓発と、地域で協力して児童生徒を見守っていくような働きかけを行う。
(小国地区ふれあいの会、学校評議員、民生児童委員、等)